

記 者 発 表 (発表 資料配付)				
月 / 日 (曜)	担 当 課 班 名	T E L	発 表 者 名 (担当班長名)	その他の発表・配布先
3 / 3 0 (木)	教育企画課 教育企画班	(内) 5 7 9 1 (直) 078-362-9441	西 明夫 (新谷 庄造)	な し

平成 29 年度「指導の重点」の発行について

標記の資料を以下のとおり発行しましたので、資料配付します。

1 「指導の重点」について

県教育委員会の教育指針として、昭和24年度に「教育指導助言の要綱」を発行して以来、継続して発行。

学習指導要領や「ひょうご教育創造プラン」など国・県の教育方針・施策、社会情勢の変化等を踏まえ、毎年度改訂。

2 構 成 A 4 版無線とじ66ページ(表紙：フルカラー、本文：2色刷)

3 発行部数 40,000部

4 配布対象 公立の幼・小・中・高等学校及び特別支援学校の全ての教職員(神戸市を除く)、社会教育施設等の社会教育指導者に配布。

5 平成29年度「指導の重点」改訂のポイント

[1 キャリア形成の支援]

職業や個人の働き方が多様化する現代社会において、「イノベーションの重要性が増している」ことについて記載。

[5 「確かな学力」の育成]

中央教育審議会答申の内容を踏まえ、「主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組む」ことについて記載。

また、従前の「適切な教育課程の編成」を全面改定し、「教科等横断的な視点で、教育内容を組織的に配列する」ことや、「教育課程を実施・評価して改善を図る」などの「カリキュラム・マネジメントの実現」について記載。

[8 情報教育]

スマートフォンやSNS等の普及に伴うトラブルが増大していることを踏まえ、「適切なコミュニケーションや情報発信・共有の在り方等を理解させ、情報モラルを育成する」ことについて記載。

[9 道徳教育]

小・中・特別支援学校において全体計画の「別葉」の作成の周知を図るため、「各教科等における指導内容や時期を整理した別葉を作成して取り組む」ことについて記載。

[10 人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育]

「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成28年3月改訂)に準じて、「幼児児童生徒の人権尊重の理念に対する理解を深めるという重要な役割を担っている」こ

とについて記載。

[13 体育・スポーツ活動]

県教育委員会作成の動画集の活用促進のため、「効果的な体育授業の指導法の動画等を活用」することについて記載。

[14 健康教育・安全教育]

中学校における食育を推進するため、「中学校においては教科の目標に沿った食育を推進する」ことについて記載。

[16 特別支援教育]

学校における「合理的配慮」の提供の義務化(平成28年4月～)に伴い、実践項目「ニーズに応じた合理的配慮の提供」を追加。

また、本年度から本格実施する技能検定に合わせ、「特別支援学校技能検定を効果的に活用した授業改善等を行う」ことについて記載。

[17 教職員の協働体制]

勤務時間適正化に関するプランに基づき、「教職員一人一人が自らの業務を振り返る」ことや、「管理職が勤務時間を的確に把握する」こと等による「タイムマネジメントを意識した計画的な業務遂行に努める」ことについて記載。

[18 児童生徒理解に基づく生徒指導]

重要課題であるいじめの問題について、「いじめの認知件数が増えることは教員の目がさらに行き届いた結果である」とらえ、積極的認知に努める」ことについて記載。

また、学校だけでは対応しづらい児童生徒の背景にある多様化・複雑化した課題に対して、「スクールソーシャルワーカーの助言や協力を得て、関係機関等との強固な連携体制を整備し対応する」ことについて記載。

[19 教職員としての資質と実践的指導力]

子どもとの適切な関係の注意事項として、「SNS等でのやりとりや自家用車に乗せる等」の具体事例とともに、「教職員同士で注意を喚起する」ことについて記載。

また、体罰の根絶に向け、「厳しい指導を行った場合には、それが体罰にあたるかどうかを自分だけで判断せず、管理職に報告する」ことについて記載。

[20 学習指導]

中央教育審議会答申の内容を踏まえ、「主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図る」ことについて記載。

[22 学校・家庭・地域の連携]

地域との連携を強化するため、「地域連携を校務分掌に位置づけるなど組織的な取組を推進」することについて記載。

[25 「スポーツ立県ひょうご」の実現]

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、「オリンピック・パラリンピックや国際大会等に出場する選手の発掘・育成・強化」について記載。